

新潟県魚野川流域下水道
管理・更新一体マネジメント業務委託

落札者決定基準

令和8年8月

新潟県

目次

第1 総則	3
1 本書の位置づけ	3
第2 落札者決定の手順	4
(1) 落札者決定までの審査手順の概要.....	4
(2) 資格審査.....	5
(3) 技術評価.....	5
(4) 価格評価.....	5
(5) 総合評価及び落札者の決定.....	5
第3 総合評価における点数化方法	6
(1) 総合評価の配点.....	6
(2) 技術評価の点数化方法.....	6
(3) 価格評価の点数化方法.....	6
(4) 総合評価点の算出方法.....	6
第4 技術評価における評価項目及び配点	7

第1 総則

1 本書の位置づけ

落札者決定基準は、新潟県(以下、「県」という。)が新潟県魚野川流域下水道管理・更新一体マネジメント業務委託(以下、「本事業」という。)を実施するに当たり、落札者を決定する方式及び基準を示すものであり、入札説明書と一体のものである。

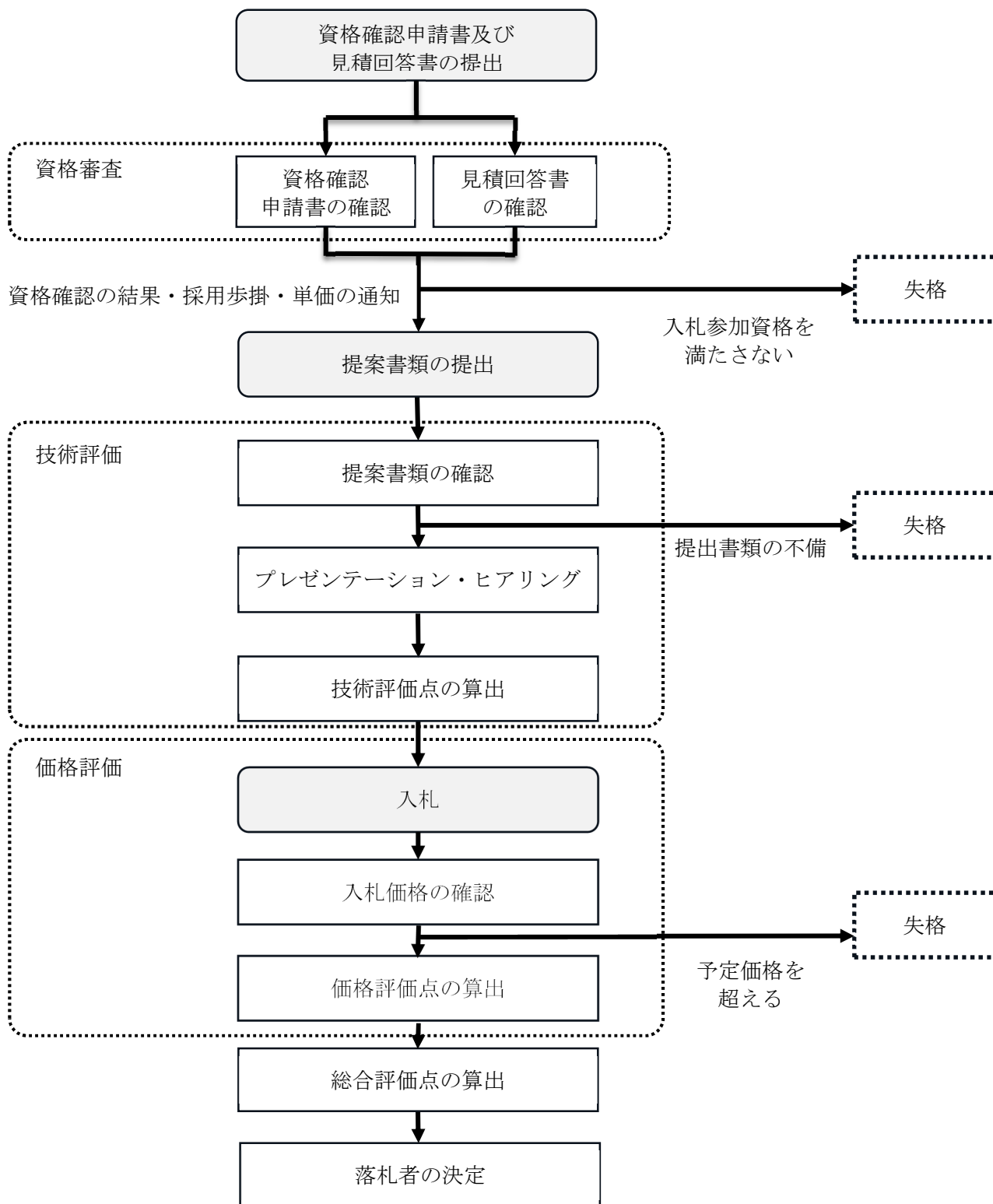
本基準は、入札参加者の提案を客観的に評価し、最も優れた提案を行った者を選定するための具体的な方法及び基準並びに提案作成に当たっての指針を示すものである。

落札者の決定に当たっての審査は、新潟県魚野川流域下水道管理・更新一体マネジメント業務委託に係る受託者選定委員会及び新潟県魚野川流域下水道管理・更新一体マネジメント業務委託に係る評価委員会(以下「評価委員会」という。)において行う。

第2 落札者決定の手順

(1) 落札者決定までの審査手順の概要

本事業における事業者の選定は、価格及びその他の条件により落札者を決定する一般競争入札（総合評価落札方式）に基づき次の手順で実施する。



(2) 資格審査

ア 参加資格審査

県は、本入札の参加を希望する者から提出される資格確認申請書及び見積回答書をもとに、参加資格要件等について確認し、確認の結果を参加資格があるとされた者（以下、「入札参加者」という。）に対して通知する。参加資格を満たさない場合は、失格とする。

(3) 技術評価

ア 提案書類の確認

県は、入札参加者に求めた提案書類がすべて揃っていることや要求水準書に示す要求水準に違反のないことを確認する。提出書類の不備の場合は、失格とする。ただし、入札の適正性を著しく損なわず補正可能な程度の軽微な書類不備等と県が認めた場合は、この限りでない。

イ プレゼンテーション・ヒアリング

提案書類の審査に当たり、評価委員会において入札参加者からのプレゼンテーション及び入札参加者に対するヒアリングを行う予定である。日時、場所、ヒアリング内容等は、事前に通知する。

プレゼンテーションまたはヒアリングを通して、提案書類の不備が発覚した場合、入札参加者は失格とする。ただし、入札の適正性を著しく損なわず補正可能な程度の軽微な書類不備等と県が認めた場合は、この限りでない。

ウ 技術評価点の算出

評価委員会は、入札参加者から提出された提案書類の各様式に記載された内容について評価を行い、評価項目ごとに得点を付与する。

(4) 価格評価

ア 入札価格の確認

県は、入札書に記載された入札価格が見積活用方式にて決定した予定価格を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超える場合は、失格とする。

イ 価格評価点の算出

県は、入札参加者から提出された入札書に記載された入札金額について第3 （3）価格評価の点数化方法に示す方法により得点を付与する。

(5) 総合評価及び落札者の決定

県は、技術評価点及び価格評価点の合計点である総合評価点を算出し、総合評価点の最も高い入札参加者を落札者とする。総合評価点の最も高い提案が2者以上ある場合は、技術評価点の最も高い入札参加者を落札者とする。技術評価点と同点の場合、「第4 技術評価における評価項目及び配点」における「総括管理業務」の点数が高い提案を落札者とする。

第3 総合評価における点数化方法

(1) 総合評価の配点

総合評価は、技術評価及び価格評価の総合評価により実施する。配点及び得点化方法は、県が本事業に対して民間の創意工夫を期待する度合いを勘案し、次のとおり設定する。

評価項目(大項目)		配点
技術評価		300
1	事業計画(事業全体)に関する事項	84
2	各業務に関する事項	216
価格評価		200
合計		500

(2) 技術評価の点数化方法

評価委員会は、提案書類の各様式に記載された内容について、次の方法で得点化し技術評価点とする。技術評価点の計算に当たっては、小数点第3位以下を四捨五入する。

$$\text{技術評価点} = \text{第3 (2) ア及び第3 (2) イを踏まえて} \\ \text{各委員が得点化した点数の平均値}$$

ア 技術評価の項目及び配点

技術評価の評価項目及び配点は、「第4 技術評価における評価項目及び配点」を参照すること。

イ 評価項目の採点基準

技術評価は、「第4 技術評価における評価項目及び配点」に示す項目ごとに行い、次に示す5段階により評価する。なお、評価の主な視点として、各業務の要求水準の中でも主要内容を示す事項（以下、「基礎的評価事項」という。）と、要求水準を上回る付加的な内容を示す事項（以下、「付加的評価事項」という。）を踏まえて採点を行う。

評価	内容	評価点
A	付加的評価事項が具体的に記載され、優れた内容である	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度である	各項目の配点×0.75
C	基礎的評価事項が具体的に記載されている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度である	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たすことが分かる程度である	各項目の配点×0.00

(3) 価格評価の点数化方法

入札価格については、入札金額を次の方法で得点化し価格評価点とする。価格評価点の計算に当たっては、小数点第3位以下を四捨五入する。

$$\text{価格評価点} = \text{価格評価の配点(200点)} \times \frac{\text{最も低い入札参加者の入札金額(税抜)}}{\text{入札参加者の入札金額(税抜)}}$$

(4) 総合評価点の算出方法

総合評価点は、次の方法で算出する。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

第4 技術評価における評価項目及び配点

1 事業計画(事業全体)に関する事項

評価項目	評価の主な視点	配点	主な様式
基本方針	【基礎的評価事項】 ・本施設の特性を踏まえ、事業の目的について適切に理解した上で、本事業を実施するに当たっての基本的な考え方が述べられているか ・本事業の位置づけに対する理解、魚野川流域関連市町村から連携を希望する自治体があった場合の対応方針が述べられているか 【付加的評価事項】 ・新潟県 PPP/PFI 活用指針等を踏まえ、民間活力が十分に発揮された提案や方針が具体的に述べられているか ・新潟県の課題や上記活用指針などを踏まえた追加提案などが具体的に述べられているか	24 点	様式 3-2-2
業務実施体制	【基礎的評価事項】 ・代表企業、構成企業、協力企業各社の役割及び責任分担、連携・協力体制が明確で、事業実施に当たっての指揮命令系統など、共同企業体としての事業実施体制が明確に述べられているか ・総括責任者や業務責任者の資格や経験を本事業に生かすための効果的な工夫について述べられているか ・各業務に対する適切な人員配置について述べられているか 【付加的評価事項】 ・県との連携を効率的・効果的かつ安定的に実現するための創意工夫について具体的な提案が述べられているか	48 点	様式 3-2-3
地域貢献	【基礎的評価事項】 ・地域貢献に関する基本方針や、県内企業の利活用目標が適切に述べられているか 【付加的評価事項】 ・魚野川流域(堀之内処理区及び六日町処理区)の地域特性を踏まえ、地域活性化につながる創意工夫について具体的な提案が述べられているか	12 点	様式 3-2-4
計		84 点	

2 各業務に関する事項

評価項目	評価の主な視点	配点	主な様式
総括管理業務	【基礎的評価事項】 ・総括管理業務の位置付け、役割及び各業務を一体管理することによる効果等について、的確かつ実務的に述べられているか ・業務計画書及び業務報告書の書式及び記載方法について、熟知したうえで実施計画を適切かつ的確に述べられているか ・更新計画案について、日々の維持管理の気づきを踏まえた作成方法を的確かつ実務的に述べられているか ・業務管理の方法(各種モニタリングへの対応や、業務の引継ぎを円滑に行うためのマニュアルの作成方法等)が的確かつ実務的に述べられているか 【付加的評価事項】 ・各業務について、一体的なサービスを効率的・効果的かつ安定的に提供するための創意工夫について具体的な提案が述べられているか	48 点	様式 3-2-5
計画策定業務	【基礎的評価事項】 ・計画策定業務を実施する体制として、必要な要件(業務責任者、企業の実績要件)を満たす体制が適切に述べられているか ・リスク評価、点検・調査計画案の策定、点検・調査、修繕・改築計画案策定に関する業務方針、考え方が的確に述べられているか 【付加的評価事項】 ・各業務について、業務の効率化等の創意工夫について具体的な提案が述べられているか	24 点	様式 3-2-6
処理場施設等管理業務			
1. 運転操作監視業務	【基礎的評価事項】 ・中央監視室の運転操作監視業務について、過年度の電力消費量実績等を踏まえた運転操作・運転管理方法が適切に述べられているか ・水処理施設の運転操作監視業務について、各処理場の放流水質に関する要求水準を達成するための運転操作・運転管理方法が適切に述べられているか ・汚泥処理施設の運転操作監視業務について、脱水汚泥含水率の要求水準を達成するための運転操作・運転管理方法が適切に述べられているか ・消化ガス発電設備の運転操作監視業務について、過年度の消化ガス発電量実績を踏まえた運転操作・運転管理方法が適切に述べられているか 【付加的評価事項】 ・各処理区の施設を総合的に勘案し、効率的かつ効果的な施設の維持管理が実施できる提案が具体的なかつ複数なされているか	48 点	様式 3-2-7①
2. 廃棄物運搬処分業務	【基礎的評価事項】 ・廃棄物運搬処分の実施方法が適切に述べられているか 【付加的評価事項】	12 点	様式 3-2-7②

	・汚泥の再生利用について、具体的な計画及び実施方法が述べられているか		
3. 保守点検整備業務	【基礎的評価事項】 ・保守管理の考え方、保守管理計画及び実施方法が適切に述べられているか 【付加的評価事項】 ・各業務について、業務の効率化等の創意工夫に関する提案が明確に述べられているか	12 点	様式 3-2-7③
4. 水質等管理業務	【基礎的評価事項】 ・水質管理の実施方法や環境対策の考え方が適切に述べられているか 【付加的評価事項】 ・各業務について、業務の効率化等の創意工夫に関する提案が明確に述べられているか	12 点	様式 3-2-7④
5. 修繕業務	【基礎的評価事項】 ・修繕の考え方、実施方法が適切に述べられているか 【付加的評価事項】 ・各業務について、業務の効率化等の創意工夫に関する提案が明確に述べられているか	12 点	様式 3-2-7⑤
6. ユーティリティ等調達・管理業務	【基礎的評価事項】 ・ユーティリティ調達・管理に関する考え方、調達計画及び実施方法が適切に述べられているか 【付加的評価事項】 ・各調達について、費用の低減等の創意工夫に関する提案が明確に述べられているか	12 点	様式 3-2-7⑥
7. その他処理場施設等管理業務に関して	【基礎的評価事項】 ・情報管理業務における業務の基礎情報の記録・保管・情報活用の考え方やデータの項目、記録の方法に関する考え方が適切に述べられているか ・文書管理業務について、必要となる図書等の保管方法に関する考え方が適切に述べられているか ・保安全管理業務について、事故発生を防止するための監視や教育研修の考え方が適切に述べられているか ・環境整備管理業務について、業務の実施にあたり適切な環境整備の方針が適切に述べられているか ・見学者、研修等対応業務の対応方針が適切に述べられているか ・その他県の協力が求められる事項への対応方針が適切に述べられているか(広報協力業務、他工事立会業務、その他管理業務など) 【付加的評価事項】 ・各業務について、業務の効率化等の創意工夫が含まれた提案が複数述べられているか	12 点	様式 3-2-7⑦
災害事故対応業務	【基礎的評価事項】 ・BCP 計画の作成、危機管理体制・緊急連絡系統図の作成について、既存の計画等を踏まえた具体的な作成方針が述べられているか ・危機管理事象を想定した教育や訓練に対する考え方や方針が適切に述べられているか 【付加的評価事項】	24 点	様式 3-2-8

	・災害時の対応について、安全かつ効果的な対応を行うための創意工夫が含まれた提案が具体的に述べられているか		
計		216 点	